

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：NEXT HR(上海)

「工会（労働組合）の基本知識及び活用ポイント」

セミナー質疑応答集

開催場所：（瀋陽 2008 年 7 月 24 日、大連 2008 年 7 月 25 日）

【事前質問】

- Q 1. 労働合同法の施行に伴い、従業員 100 名以上の企業は工会専従者（主席？）の設置義務が定められたほか、工会費の 2%を上部組織（中華全国总工会？）に上納しなければならないとの話を聞きましたが、真偽のほどをご教示頂ければ幸甚です。
- A 1. 現行【工会法】及び【工会章程】では、企業内の工会に専従者の設置について義務付けではなく、必要に応じて設置してよいという規定です。
- * 【工会法】第 13 条：ただし 06 年 7 月中華总工会によって発行した【企業内工会工作規定】では、別の表現をしていますが、当該規定が法的効力を持っているかどうかは不明です。
- * 【企業内工会工作規定】第 13 条と第 23 条：また上級工会組織に上納する会費についてですが、地方によって 50%対 50%もあります。多数の地方では 40%は上納、60%は企業内工会に留保する現状ですが、全額 2%を上納することは聞いておりません。
- Q 2. 会員会費が無料というような工会設立は可能か。
- A 2. 法的には不可能です。ただし現実には数多くの企業内工会では、個人会員から会費を徴収していません。
- Q 3. 工会の規約のひな型は有りませんか？日系企業の工会規定例（サンプル）が欲しい。
- A 3. インターネット上では中国語のサンプルがありますが。
- Q 4. 弊社はポリシーを持って労働組合に入会しておりません。7 月度より「工会準備金」として、全従業員の給与総額の 2%を地方政務局から徴収されることとなりましたが、このような準備金は、どのように管理されるのでしょうか？（弊社が将来的に組合を組織する際に、有効に利用できる準備金なのでしょうか？その管理方法は信頼が置けるのでしょうか？）
- A 4. 中国各地法では一部地方で、同様な方法を取っていますが、企業内工会が設立後、50%～60%（本来企業内工会が使用する部分）を企業内工会に戻すのが普通です。
- Q 5. 黒字経営である場合、労働・社会保障局の設定するガイドラインの範囲内の賃上げを実施しなければならないのでしょうか？
- A 5. 指導ラインは強制的ではありません。ただし企業工会はこのラインに基づき企業経営と団体交渉してくると考えられます。
- Q 6. 工会代表を変えたいがどうしたらよいか？

A 6. 工会代表は企業経営の意思によって変えることができません。工会の法的選挙プロセスが必要です。

【当日質問】

(瀋陽)

Q 1. 工会がすでにある場合、従業員代表大会の果たす機能との使い分けや、それぞれの組織トップのすみ分けをどうしたらよいか。

A 1. 3パターンが考えられる。1) 工会設立のステップとして従業員代表大会を活用する。工会が設立されたら窓口を一本化できる。2) それぞれの役割を運用し異なる機能を発揮してもらう。3) 相互牽制させる。

Q 2. すでに社内に工会が設立されている場合、従業員が 25 人未満などを理由に合法的に工会を解散させることはできるか。

A 2. 法的には可能だが、行政の現在の方向性は、工会がない企業に人を派遣して工会を作らせる。工会法では、これを拒否できないことになっている。

Q 3. 従業員代表大会は、設立義務があるか。

A 3. 義務ではない。

Q 4. 社内にすでに工会が設立されており、上級工会組織と接点がある。上級工会組織は、下部組織である各社の工会組織について圧力をかけるなど思惑があるのではないかと思うが、会社として上級工会組織の動きにどう準備し対応したらよいか。

A 4. 1) 介入があった場合に備えて昇給率決定等の説明できるデータを準備しておくこと、2) 従業員代表大会が出した結論の議論を記録として残しておくこと。

Q 5. 工会代表のよい教育方法を教えて欲しい。

A 5. 1) 管理についての基礎知識、2) 知識の運用スキル、3) 本人の考え方、価値観、見方など管理職教育の計画を立てること。対立的【意見】を出すのではなく、課題解決のための【企画】を出すように教育していくことと自分の足りないところを理解して、本人が足りないところを補う意識をもって勉強することで研修の効果が出る。

(大連)

Q 6. 董事会メンバーは、工会主席になることができるか。

A 6. なれない。法律で規定されている。

Q 7. 工会個人会費を納付しない場合、工会として認知されるか。

A 7. 工会法に基づくと、個人会費を納付しない個人は、6ヶ月経つと工会会員の資格がなくなる。しかし、上級工会組織は一切、チェックしていないのが現状。

Q 8. 工会に入りたくない人がいる場合、企業は、工会に入らない人の分も含めた全従業員の月給2%に相当する工会費を払わないといけないか。

A 8. そうである。

Q 9. 全国に拠点がある場合、工会を組織化する場合の留意点を教えて欲しい。

A 9. 大きな課題は、集まって協議するにはコストがかかること。対策としては、工会に分会をつくることがある。あるいは、各地で各地の行政の指導を受けて工会を組織する方法もある。管理会社があれば、管理会社主導でやるやりかたや、工会は各地でやり、従業員代表大会は管理会社がリードして全国でやるという運用の考え方もある。

Q 10. 工会法第10条では、会員が25人以上の場合、企業工会を設立するが、25名以下の事業所で工会をつくらないにもかかわらず工会準備金を払う必要があるか。25名未満の事業所に、上級工会の指導は入るのか。

A 10. 工会をつくらない会社は工会経費を払う必要がない。二つ考え方がある。工会がなくても従業員給与総額2%の費用を引き出して、福利経費として運用するという考え方がある。工会をつくる意向がなくても、工会を設立するように指導が入った場合は、翌月から工会準備金を支払う必要があるという中華総工会の通達がある（ただし、法規をつくる権限のない中華総工会の出した通達に従う必要があるか、法的根拠は明らかではない）。

上級工会の指導は従業員規模の大きい企業から入ると考えられるが、25名未満の事業所についても、人数が少ないことを理由に工会を設立しないのであれば、地域や業界の工会に加入するよう指導される可能性がある。整理すると、質問は二段階。質問一、工会を設立していないときに工会経費を支払う必要があるか。答えは、工会がない場合は払う必要がないが、工会設立の指導が入ったら、翌月から工会準備金を支払う必要がある。質問二、人数が少ないので社内で工会を設立する必要がないか。指導が入った場合に、工会を設立しない理由に従業員が少ないことを説明した場合、地域や業界の工会に加入するよう指導される可能性がある。

Q 11. 企業内工会ではなく、開発区工会など地域や業界の工会に入る場合も、会社の給与総額の2%を払わないといけないか。

A 11. 払わないといけない。60%を工会運用経費として、40%を上級工会組織への上納金を払う。上納金の%については各地域が多少違いある。

Q 12. 工会経費の基準となる会社の給与総額の2%に、外国人の給与も含まれるか。

A 12. 国籍に問わず、中国の会社で給与を払っている全ての人の給与が含まれる。賃金や賃金総額については中国統計局の定義で、決められている。

Q 13. 従業員代表大会を組織した場合、運営経費を会社が出す必要があるか。

A 13. 工会経費のような規定はない。従業員代表大会には予算がないこと、また、従業員代表大会の活動目的が経営管理への参画が目的であるため、経営判断で出してはどうか。

Q 14. ナショナルスタッフのみ派遣会社の工会に入っている場合、工会経費の基準となる会社の給与総額の2%は、派遣会社が負担すべきか、給与を出している企業が負担すべきか。

A 14. 基本的に、派遣会社の社員は派遣会社の工会に加入する。企業の工会を組織するのであれば、企業内工会に加入する権利もある。給与総額の定義は、給与専用の銀行口座を開設し、振り込んだ給与の総額。労務経費から給与専用の銀行口座に入れることはできないので、派遣費用を労務費として計上する場合、給与総額に入らない。

以上